

令和7年度 第1回鴻巣市環境審議会 次第

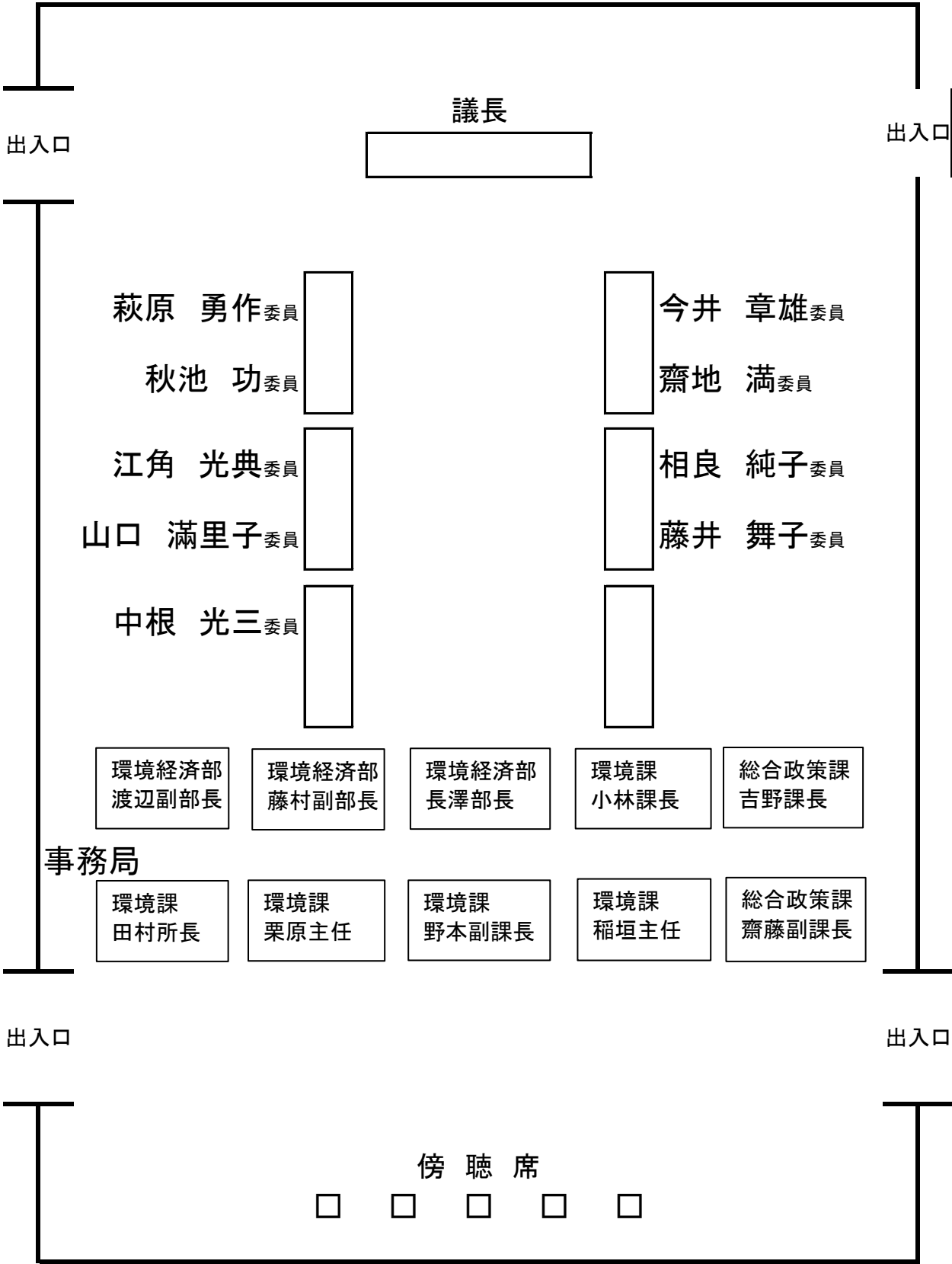
日 時：令和7年8月1日（金）

午後2時00分～

場 所：大会議室

- 1 開会
- 2 自己紹介
- 3 議事 市の鳥の指定について
- 4 報告
- 5 閉会

鴻巣市環境審議会 座席表



改正

平成15年3月14日条例第1号

平成17年9月22日条例第137号

平成21年3月13日条例第1号

平成25年3月28日条例第19号

平成27年3月27日条例第1号

鴻巣市環境審議会条例

(設置)

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の7の規定に基づき、鴻巣市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境保全の基本的事項に関すること。
- (2) 一般廃棄物の排出の抑制及び一般廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理に関すること。
- (3) その他前2号で必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関を代表する者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議への関係者の出席又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境経済部環境課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成7年2月1日から施行する。

2 鴻巣市公害対策委員会条例（昭和44年鴻巣市条例第25号）は、廃止する。

附 則（平成15年条例第1号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第137号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第1号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第19号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第1号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

鴻巣市環境審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

選出 区分	団体等名称	氏 名	ふりがな
識 見 者	埼玉県環境科学国際センター 研究所長	今 井 章 雄	いまい あきお
	鴻巣市立小・中学校長研究協議会 鴻巣市立馬室小学校長	齋 地 満	さいち みつる
	学校法人ものづくり大学 教授	田 尻 要	たじり かなめ
関 係 行 政 機 関	国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務所 河川環境課長	諸 星 晃	もろほし あきら
	埼玉県環境部中央環境管理事務所 所長	相 良 純 子	さがら じゅんこ
関 係 団 体	一般社団法人鴻巣市商工会 女性部常任委員	藤 井 舞 子	ふじい まいこ
	鴻巣市環境衛生連合会 役員	萩 原 勇 作	はぎわら ゆうさく
	鴻巣市農業委員会 農業委員	秋 池 功	あきいけ いさお
公 募 委 員	公募委員	江 角 光 典	えずみ みつのり
	公募委員	池澤 喜久二	いけざわ きくじ
	公募委員	山口 満里子	やまぐち まりこ
	公募委員	中 根 光 三	なかね みつぞう

任期：令和５年１０月２７日から令和７年１０月２６日まで

鴻巣市環境審議会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鴻巣市環境審議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、会場の都合により定めるものとする。

(傍聴の手續)

第3条 鴻巣市環境審議会の会議を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付票に記入しなければならない。

2 傍聴希望者が第2条で定める定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定する

(傍聴席への入場禁止)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 前号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の禁止行為)

第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) みだりに傍聴席を離れること。

(2) 私語、談話、拍手等を行うこと。

(3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。

(4) 飲食又は喫煙を行うこと。

(5) 帽子をかぶること。

(6) 携帯電話を使用すること。

(7) 傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等を行うこと。

ただし、議長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(8) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為を行うこと。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、会議を公開しない議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(議長の指示)

第7条 この規程に定めるもののほか、傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規程は、平成29年10月4日から施行する。

市の鳥の指定について



【目的】

本市の地名の由来の一つとも言われ、昔から馴染みの深い「コウノトリ」が棲める環境づくりは、市域全体に拡大しており、2030年のあるべき姿として「人にも生きものにもやさしい コウノトリの里 こうのす」を掲げる本市のSDGsの取組についても、各種事業を展開するなど、市内外へのPRは着実に前進しています。こうした機会を捉え、合併20周年を迎えることを契機に、コウノトリを「市の鳥」に指定することで、「コウノトリ」を核としてシティプロモーションに取り組むことにより、市民のシビックプライドの醸成へとつなげていきます。

令和7年8月1日 鴻巣市市長政策室総合政策課



鴻巣市では、合併20周年を記念し、令和7年度に市の鳥を「コウノトリ」に指定する予定



【指定理由①】

鴻巣の地名の由来の1つ「こうのとりの伝説」



▲毎年10月に「おおとりまつり」で実施する「こうのとりの伝説パレード」

鴻巣市と「コウノトリ」は古くから縁があり、市内にある鴻神社では、「コウノトリ」が産んだ卵を狙った大蛇を退治したことで、平和な日々が続いたとされる。「こうのとりの伝説」が伝わり、一説では、市名の由来とも言われている。

【指定理由②】

昔から馴染みのあった「コウノトリ」

市内では、様々な場所で「コウノトリ」にちなんだモノを見ることができ、市民の皆さんに馴染み深いものとなっている。



▲モニュメント
(鴻巣駅東口)



▲旗
(おおとり商店会)



▲「こうのとりの通り」の看板
(三谷橋大間線の一部区間)



▲デザインタイル



▲花壇
(鴻巣駅東口エルミパーク)

【指定理由③】**コウノトリの飼育・「天空の里」オープン**

令和3年10月に埼玉県こども動物自然公園からコウノトリ2羽を譲り受け、飼育を開始した。その後、オスは「空」メスは「花」の愛称で親しまれ、市民の皆さんの身近な存在となっている。



令和4年1月に、コウノトリを飼育するための施設として、コウノトリ野生復帰センター「天空の里」を開設し、定期的にマルシェ等も実施している。

【指定理由④】**SDGs未来都市認定・各種SDGs啓発活動**

令和5年8月に「人にもいきものにもやさしいコウノトリの里 こうのす」を2030年の将来ビジョンとして掲げる「鴻巣市SDGs未来都市計画」を策定し、各種啓発活動を実施することで、徐々にコウノトリをシンボルとしたSDGsが浸透している。

**★SDGs未来都市に選定(R5.5月)**

「コウノトリ」をシンボルにSDGsを推進し、豊かな自然環境づくりをベースに経済面・社会面との好循環の創出によるまちづくりを目指している。

**★SDGs未来会議を開催(R6.7月)**

市内の8中学校から選出された生徒が、持続可能な鴻巣市について考え、市への提言や自分たちの学校におけるSDGs宣言のプレゼンテーションを実施した。

**★地方創生SDGsフェス(R7.5月)**

EXPO2025大阪・関西万博にて開催された「地方創生SDGsフェス」にブース出展し、国内外に「コウノトリ」をシンボルとしたまちづくりのPRを行った。

【市の鳥を「コウノトリ」に指定している自治体】

★全国で3市＋兵庫県の合計4自治体

兵庫県(昭和40年指定)

主な 制定理由	・県民に広く知られて愛されている ・県下に住んでいる ・農産物に被害を与えない
------------	---

兵庫県豊岡市(平成19年12月)

主な 制定理由	・昭和46年に野生絶滅した際の、日本における最後の生息地 ・野生復帰させる取組を長年実施
------------	---

福井県越前市(平成24年7月)

主な 制定理由	・平成22年に40年ぶりに飛来 ・平成23年に全国初となる飼育開始 ・市民と協働で保全再生取組を実施
------------	--

徳島県鳴門市(平成30年1月)

主な 制定理由	・平成27年に巣作り開始を確認され、平成29年2月に産卵、同年3月にヒナが誕生し、鳴門の空に羽ばたいた
------------	---

【埼玉県内で「市の鳥」を指定している自治体】

★埼玉県内の40市中「16市」が指定

鳥の種類	自治体
カワセミ	さいたま市見沼区、戸田市 北本市、富士見市、日高市
ヒバリ	熊谷市、所沢市、入間市
シラサギ	さいたま市緑区
雁(かり)	川越市
オオルリ	秩父市
うぐいす	飯能市
ユリカモメ	春日部市
おなが	狭山市
シラコバト	越谷市
ハクセキレイ	八潮市
カイツブリ	三郷市

① 市の花「パンジー」



本市の花き栽培として最初に生産されたゆかりの深い花であり、市民に愛され親しまれている花として、市制施行20周年を記念して、昭和49年11月5日に指定された。

② 市の木「けやき」



武蔵野鴻巣の風情を代表する樹木として昔から親しまれ、躍進する鴻巣を象徴する木として、市制施行30周年を記念して昭和59年11月6日に指定された。

③ 市のシンボルカラー「濃い青色」

ぐんじょういろ



清らかに、果てしなく広がる紺碧の空の色を、本市の象徴とし、清潔で健康な都市としての限りない発展の願いをこめて昭和59年11月6日に指定された。

④ メインキャラクター「ひなちゃん」



こうのとりの「ヒナ」がモチーフ平成16年8月1日に誕生し、こうのす観光大使も務めている。

⑤ 市章



鴻巣市の頭文字「K」がメインモチーフ。左側が自然と緑＝伸びやかに育つけやき、**右側が飛躍＝はばたく「コウノトリ」**。中央にパンジーをイメージした円を配置することにより、全体で優美なひな人形となる。

合併1周年にあたる平成18年10月1日にシンボルマークとしていたが、令和3年4月1日から市章とした。

市の鳥指定にあたり市民や有識者の意見を伺いながら行政事務を進めていく

【市民・有識者等】

★関連する懇話会・審議会にて意見聴取

シティプロモーション推進懇話会	
日程・場所	7月8日(火)・にこのす
構成	産業・メディア・公募市民等

まち・ひと・しごと創生総合戦略懇話会	
日程・場所	7月9日(水)・市役所本庁舎
構成	産業・行政・教育・金融等関係者

コウノトリの里づくり連絡会	
日程・場所	7月24日(木)・コスモスアリーナ吹上
構成	観光協会・商工会・自治会連合会等

環境審議会	
日程・場所	8月1日(金)・市役所本庁舎
構成	有識者・関係・公募市民等

【行政(鴻巣市)】

★市の鳥の指定・プロモーション準備

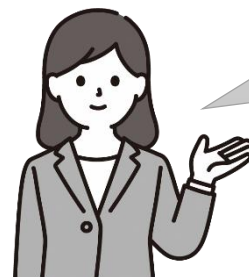
日程	実施内容
6月議会	今後の予定を報告
8月末	各種懇話会・審議会における意見の取りまとめ・報告
9月議会	市の鳥指定に伴う議案を提出
10月まで	・プロモーション動画の作成 ・のぼり旗の作成 ・市の鳥指定に伴うセレモニーの準備 ・広報紙やHP、SNS、動画放映など、市の鳥指定に係る周知の準備 ・市の鳥を活かした広報やシティプロモーションの検討・方針決定

市の鳥を「コウノトリ」に指定することに伴い、たくさんのご意見をお願いします！

① 市の鳥を「コウノトリ」に指定することについて



市の鳥が「コウノトリ」
でいいですか？



課題等は
ありますか？



② 市の鳥「コウノトリ」を活かした今後のまちづくりについて

★コウノトリを活かした地域の活性化



高校や大学、協定締結先などのステークホルダーと連携した各種事業の企画や、「こうのとりの里ブランド」をキーワードとした「コウノトリ関連商品」の販路拡大等を行い「コウノトリの里 こうのす」のPRを行う。

★自然環境の創出・保全

★地域振興

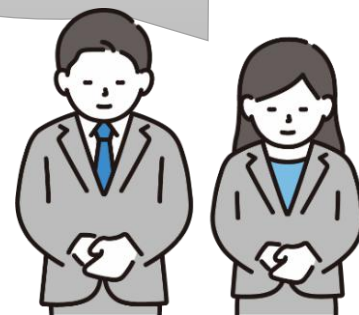
★観光誘致

★地域ブランド

★交流イベント

★地元産品への関心喚起 など

ご意見よろしく
お願いします





コウノトリ野生復帰センター 天空の里

◀ つがいのコウノトリを飼育し、繁殖させたコウノトリを放鳥してコウノトリの野生復帰に貢献すること、またコウノトリも生息できる自然環境づくりを進めることを目的に建てられました。

飼育しているコウノトリ

左：空（♂） 右：花（♀）

センターではコウノトリの生体展示を行うほか、子どもたちの環境学習や、コウノトリをシンボルとしたまちづくりの拠点となる施設です。

（令和4年1月29日から一般公開を開始） ▶



令和5年8月に
来館者5万人達成！



令和7年6月末時点の来館者数は80,886人

コウノトリに関する啓発活動



関東自治体フォーラムによるジャパンバード
フェスティバルでの啓発活動

コウノトリの飼育・繁殖・放鳥

繁殖・放鳥を目指して取り組んでおり
2025年の繁殖シーズンでは産まれた卵が
無精卵だったため、IPPM-OWSの放鳥計
画に沿い、托卵に切り替えました。
残念ながらヒナが全て亡くなり、放鳥は
叶いませんでしたが、次のシーズンへ向
けて事業に取り組んでいきます。



自然と共生する環境づくり



◀ 湿地再生地を整備し、放鳥後のコウノトリが餌場として利用できる場所を増やしています。

田んぼの夏期湛水管理・冬期湛水管理・通年湛水管理の実施を補助し、生物多様性の保全にも努めています。▶



自然と共生する環境づくり

12 つくる責任
つかう責任



13 気候変動に
具体的な対策を



15 陸の豊かさも
守ろう



こうのとり伝説米の活用、
地元産農産物使用店奨励金の支出

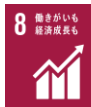


◀令和5年度・6年度と連続して野生のコウノトリが市内に飛来。

こうのとり伝説米は、減農薬・減化学肥料栽培で作られた環境にやさしいお米。結婚祝いや出産祝いの際にプレゼントしているほか、学校給食でも食べられています。子どもたちにも大人気。▶



にぎわいのある元気なまちづくり



こうのとりのブランド商品の開発補助、
周知による地元業者の応援



コウノトリ商品マップ

にぎわいのある元気なまちづくり



こうのと里マルシェの開催によるにぎわい
創出、こうのと里ブランド商品の周知



笑顔が輝く担い手づくり



市民参加型の生きもの調査も実施。



笑顔が輝く担い手づくり



施設見学の受入、小学校でのゲスト
ティーチャー授業の実施、中学生職
場体験の受入など

